

福運輸第 213 号の 2
福運整第 198 号の 2
令和 8 年 7 月 7 日

管内一般貸切旅客自動車運送事業者 各位

東北運輸局福島運輸支局長
(公 印 省 略)

令和 8 年度貸切バス事業者を対象とした講習会の実施について

平素より、国土交通行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

貸切バス事業は訪日外国人旅行者の増加に伴い需要が高まっていることから、貸切バスの繁忙期を迎えるにあたって、貸切バスの一層の安全性向上が求められているところです。一方、令和 4 年 10 月に静岡県で発生した貸切バスの横転事故（死傷者計 29 名）を踏まえ、二度と同様の悲惨な事故を発生させないよう、貸切バスの安全性向上に向けた新たな対策が制定され、昨年 4 月からは既販車にもデジタル式運行記録計による記録等が義務付けられました。つきましては、今一度安全最優先の意識を持って頂くとともに、改正された法令への理解が図られるよう、貸切バス事業者が新制度に対応し、更なる安全運行の確保を図れるよう、統括運行管理者等を対象とした講習会を下記のとおり開催しますので、受講方よろしく願いいたします。

記

1. 受講対象者

福島運輸支局管内に営業所を置く一般貸切旅客自動車運送事業者の統括運行管理者等（※）

※各営業所において安全管理に携わる方 1 名以上が受講してください。

2. 期間

令和 8 年 7 月 21 日（火）～ 7 月 31 日（金）

3. 受講方法

(1) 以下の URL に掲載する講習動画（YouTube）を視聴することにより受講してください。

講習動画の掲載期間は、令和 8 年 7 月 21 日（火）～ 7 月 31 日（金）です。

※講習動画ページの URL は後日通知します。

(2) 講習資料は、福島運輸支局ホームページ内の案内ページに掲載しています。

※受講案内ページ URL : <http://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/fs/fs-index.htm>

(3) 別紙「理解度チェックアンケート」へ回答のうえ、8月3日(月)までに以下のメールアドレスあてに送付してください。なお、URL 通知の際に併せて通知します。

アンケート送付先 Mail: tht-fukushima-hoan@ki.mlit.go.jp

4. その他

(1) 講習動画視聴に伴う通信料は受講者側の負担となります。スマートフォンによる視聴は、パケット通信料定額制の加入契約をしていない場合、通信事業者から高額な料金請求がくる場合がありますので特にご注意ください。

(2) 当該講習は旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4の講習(運行管理者の基礎講習、一般講習)ではありません。

(3) 期日までに理解度チェックアンケートを送付されない場合や、内容に不備がある場合には、後日支局から受講状況を確認させていただきます。